

平成26年9月25日

都道府県歯科医師会 社会保険担当理事 各位

公益社団法人 日本歯科医師会 社会保険担当常務理事 堀 憲郎

## 指導の際の持参物の扱いについて

平素より本会会務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

かねてよりご要望やお問い合わせの多い指導の際の持参物の扱いについて、 本会としては行政当局と鋭意協議検討を行っているところです。

その中で「保存してある場合に持参するもの(保存していなければ持参しなくても良い)」の扱いについて、行政からの案内文では必ずしも明確で無く、 指導対象となる医療機関からの問い合わせが多く寄せられています。

日本歯科医師会としては、指導の公平性の観点からも、保存義務の無いものについては、持参物リストから外すべきであると考えており、継続して議論して参りますが、現時点で厚労省当局と共通理解にある事項について、取り急ぎ別紙の通りご連絡申し上げます。

また、現在指導の際に持参を求めないとして、当局と合意している項目についても併せてお知らせ申し上げます。

他にも基本的な課題を含めて多くの問題が存在しますが、当面の見直し部分としてご連絡する次第です。

尚、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室から地方厚生局宛てに同様の内容で周知されることを申し添えます。

(別添)

○別紙

## ■作成、保存の義務が無い持参物について

## 1. 歯科衛生士業務記録「簿」について

平成26年度改定で、通知からは「業務記録簿」の文言は削除され、「業務に関する記録」と記載されています。具体的には、歯科衛生実地指導において、文書提供している場合は、その提供文書の写しがこの「業務に関する記録」として扱われますので、提供文書の写しがきちんと保存されていれば、別途業務記録を作成したり、写しを「帳簿として編綴する」必要はありません。

このことを踏まえて、医療機関が更に工夫されて記録を整理されている場合は、それらを個別指導にご持参下さい。

### 2. X 線画像、口腔内写真等(電子保存している場合の扱い)について

X線画像、口腔内写真等の電子保存の場合で、個別指導にそれらをプリントアウトして持参することが困難な場合は、画像等を確認するためのパソコン及び周辺機器の持参、又は、USBメモリ等の電子媒体での持参が可能です。

なお、電子媒体で持参する場合は、行政において準備できる機材や画像を表示するソフトが限られていますので、必ず事前に地方厚生局又は事務所と相談して下さい。

3. 「患者ごとの一部負担金徴収に係る帳簿(現金出納帳等)」、「患者ごとの内訳のわかる日計表等」、「患者ごとの予約状況がわかる予約簿」について

これらの書類については、必ずしも作成・保存の義務が無いことから、作成あるいは 保存していなければ持参の必要はありません。また新たに作成する必要もありませんの で、ご注意下さい。

#### 4. 審査支払機関からの返戻・増減点通知に関する書類について

返戻・増減点通知については、保存義務が無いことから保存していない場合は持参の 必要はありません。保存されているものだけ持参頂ければ結構です。

## 5. 領収証(控)、処方せん(控)について

いずれも「控」の作成義務が無いことから、作成、保存していなければ、持参の必要はありません。

### 6. 歯科技工物単価表について

単価表がない場合には新たに作成準備する必要はありません。「現時点のものがあれば、それを持参する対応」で差し支えありません。

## ■持参を求めないことを確認している項目について

# 7. スタディモデル

平成22年度改定により初診料に包括されたことにより、持参を求めないことを確認 しています。

8. 医療従事者免許証(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等)ないしその写し

持参を求めないことを確認しています。

同窓会ホームへ

保険委員会ホーム